
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2025 年 11 月 11 日

※本ニュースレターの内容は商事法務ポータルにも掲載しています。
掲載ページ URL: https://portal.shojihomu.jp/kaisha_sokusho

会社法改正の最新動向 —法制審議会会社法制部会第 6 回 議事概要—

弁護士 佐賀 洋之 / 弁護士 角田 怜央

Contents

- I. 第 6 回会議の開催
- II. 株式の無償交付の対象範囲の見直し
- III. 株式交付制度の見直し
- IV. 現物出資制度の見直し
- V. 次回以降の会議の見通し

I. 第 6 回会議の開催

2025 年 10 月 1 日、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会の第 6 回会議が開催された。法務省のウェブサイトには、その議題等、議事概要および資料が掲載されている¹。

第 6 回会議以降は、いわゆる「二読」と呼ばれ、従前の議論を踏まえて、論点ごとにより深い検討をすることが想定されている。したがって、本稿において紹介する部会資料も、第 2 回から第 5 回のいわゆる「一読」段階での議論の内容を振り返りつつ会議における討議事項を確認する構成がとられている²。

第 6 回会議の議題は、株式の発行の在り方に関する規律の見直しに関する論点およびその他の論点の検討である。具体的には、①株式の無償交付の対象範囲の見直し、②株式交付制度の見直し、③現物出資制度の見直しが審議対象として設定された。

本稿では、上記ウェブサイトに掲載された「部会資料 6」に沿って、これらの検討事項の概要を解説する。

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00305.html (2025 年 10 月 30 日最終閲覧)

² 第 2 回会議から第 5 回会議における詳細な議論状況に関しては、各回に関する「議事詳細」を参照されたい。

II. 株式の無償交付の対象範囲の見直し³

第2回会議では、既存株主の利益に配慮する観点から、使用人等に対する株式の無償交付を認める場合の基本的な枠組みについて、公開会社においては、株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとする【A 案】と、株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとする【B 案】の2案をたたき台として、議論がなされた。

部会資料6において紹介されている、第2回会議でみられた【A 案】および【B 案】それぞれを支持する論拠は概要下表のとおりであり、部会資料6では、①機動的な株式の無償交付が可能になるかという点、および、②使用人等に対する株式の無償交付が有利発行に当たる場合がどの程度あるか(有利発行による希釈化のおそれへの対処としていかなる規律が適切か)という2点に関する評価の差異が両案の分岐点の1つになっていると整理されている。

(表1)使用人等に対する株式の無償交付の基本的枠組みに関する第2回会議での議論状況

【A 案】	【B 案】
① 実務上、機動的に株式の無償交付をすることが可能になるのが望ましい。	① 株主総会の決議を要件としても、具体的な決議の方法を工夫することにより機動的な対応をすることができる。
② 使用人等に対する株式の無償交付は使用人等の処遇という経営判断の問題であり、取締役会が判断するべきものである。	② 株式の無償交付は株主が直接コストを負担するものであるため、株主の承認を得ることを要件にするのが素直である。
③ 使用人等に対する株式の無償交付は、その対価として株式会社が当該使用人等の労働意欲の向上という便益を得ることができるものであるため、原則として有利発行に当たらないと整理することができる。	③ 【A 案】によると事後的に有利発行と判断されるリスクを抱えることになるが、そのリスクは小さくないと考えられる。
④ 使用人等に対して同じ価値の財産の給付をする場合に、金銭であれば特段の規制はない一方で、株式であれば株主総会の決議が要件となるのは不均衡である。	④ 株式の発行について特別な規制を設けているわが国の会社法の体系を前提とすると、同じ価値の財産の給付をする場合であっても規律が異なることは不均衡ではない。

また、株式の無償交付の対象範囲の拡大の具体的な枠組みの検討に当たっては、【A 案】および【B 案】の双方に妥当する論点として、下表のような検討事項についても指摘されている⁴。

(表2)株式の無償交付の対象範囲の拡大に当たってのその他の検討事項

① 株式の無償交付をすることができる株式会社の範囲
・株式の無償交付を非上場会社に認めることの是非
② 株式の無償交付の対象者の範囲
・完全子会社でない子会社については、主要な子会社に限定することの要否
・有利発行規制の下で子会社の使用人等を株式の無償交付の対象者に含めることの是非
・発行会社の監査役および会計参与についても対象者に含める場合、監査役や会計参与の現行の報酬規制について、取締役の報酬等についての会社法361条1項を参考にした見直しの要否

³ なお、関連する論点として、いわゆる現物出資構成の見直しや行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行も検討対象となり得る旨紹介されている。

⁴ 加えて、各国(米国、イギリス、ドイツ、フランス)における、従業員向けの株式発行に関する規律に関しても簡単な紹介がなされている。

③ 会社法 200 条および 202 条の規定の適用関係
・(上場会社の取締役に対する株式の無償付与に係る会社法 202 条の 2 第 2 項後段と同様)株式の無償交付に係る募集事項の決定においては、会社法 200 条および 202 条の規定は適用しないとするものの是非
④ 開示の在り方
・募集株式の割当てに関する方針や使用人等が引き受ける募集株式の数の上限等の一定の内容、実際の交付株式数および株式の交付を受けた者の人数等を事業報告の内容に含めることの要否
⑤ 計算の在り方
・上場会社の取締役に対する株式の無償交付に関する会計処理についての会社法 445 条 6 項ならびに会社計算規則 42 条の 2 および 42 条の 3 と同様、資本金または準備金として計上すべき額については、法務省令で定めるものとするものの是非
⑥ 労働基準法が遵守されるようにするための手当て
・株式の無償交付を認めることによって賃金が削減されることがあってはならないことを前提に、使用人等に対する株式の無償交付をするには、取締役会または株主総会において使用人等に対する募集株式の割当てに関する方針または一定の事項を定めなければならない内容の 1 つとして、「労働基準法を遵守する旨」を加えることの要否
⑦ 現物出資構成
・現物出資構成について株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼすものの是非
⑧ 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行
・新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行の対象範囲についても拡大することの是非

III. 株式交付制度の見直し

第 2 回会議では、子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることについて、特に株式交付が組織再編行為であることとの整合性に関連して、多岐にわたる意見がみられた。そこで、子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに関し、下表のような 3 つの案が提示されている。各案については、子会社の株式の追加取得を迅速かつ円滑に実施する高度の必要性があるとともに、親子会社関係の強化という要素があるだけで組織再編行為と位置付けることができると考えるかという、組織再編行為の外縁に関する考え方の違いが分岐点の 1 つになると紹介されている。なお、部会資料 6 によれば、この点の検討に当たっては、既存の組織再編行為の 1 つである会社分割では、承継対象となる財産の規模を要件としていないこと(承継対象となる財産は営業単位でなくともよいこと)との均衡についての考え方も問題となり得るとの指摘がなされている。

(表 3) 子会社の株式を追加取得する場合の株式交付の対象に関する考え方

	【A 案】	【B 案】	【C 案】
内 容	子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする。	株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得に限り、株式交付の対象とする。	子会社の株式を所定の割合まで追加取得する場合に限り、株式交付の対象とする。

	【A 案】	【B 案】	【C 案】
前提の考え方	子会社の株式の追加取得について、迅速かつ円滑に実施する高度の必要性があるとともに親子会社関係の強化という要素があるだけで組織再編行為と位置付けることができる。	先行して定められた株式交付計画において予定された子会社の株式の追加取得であれば、先行して行われた株式交付と一体性があるといえるため、現行の株式交付（親子会社関係の創設）と同様に考えられる。	子会社の株式を①全部追加取得する場合、その効果は株式交換と同様であり、②(i)総株主の議決権の3分の2を追加取得する場合、子会社の株主総会の特別決議事項を決定することができる支配権を、(ii)総株主の議決権の10分の9を追加取得する場合、当該子会社の特別支配株主となって株式等売渡請求ができる支配権を有することとなり、株式交換等と同様の組織再編行為としての要素を備えている。

その他、見直し後の具体的な枠組みの検討に当たっては、下表のような検討事項についても指摘されている。

(表 4) 株式交付制度の見直しに当たってのその他の検討事項

① 譲受株式数の下限について定める会社法 774 条の 3 第 2 項の適用関係
・株式交付計画で定める株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限は「株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない」と定める会社法 774 条の 3 第 2 項の適用関係や見直しの要否
② 株式交付の対象となる会社
・持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすることの是非
・外国会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすることの是非および当該株式交付の準拠法
③ 他の組織再編行為との関係
・会社法上、外国会社との間での、合併や株式交換といった株式交付以外の組織再編行為は認められていないところ、株式交付についてのみこれを認める理由をどのように説明するか
④ 株式交付の手続
・株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないことの是非
・株式交付親会社における債権者保護手続を廃止することの是非
⑤ 簡易株式交付の要件
・簡易株式交付の要件を「株式交付子会社の株式および新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額」の株式交付親会社の純資産額に対する割合により判断することの是非

IV. 現物出資制度の見直し

第 2 回会議では、現物出資者の不足額填補責任の範囲について、募集事項の決定時に現物出資財産が適正に評価された場合であっても現物出資者が募集株式の株主となった時まで現物出資財産が値下がりしたときは不足額填補責任が発生し得る点で重すぎるとの指摘が多くみられた。そこで、現物出資財産の出資者の不足額填補責任の範囲を「募集事項の決定の時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額に著しく不足する場合の不足額」とすることを前提に、下表のような案が提示されている。

(表 5) 現物出資者の不足額填補責任に関する考え方

【A 案】	【B 案】
現物出資者は、募集事項の決定の時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額に著しく不足する場合には、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役または執行役)と通じて募集株式を引き受けた場合に限り、株式会社に対し、決定時不足額を支払う義務を負う。	株式会社は、募集事項の決定の時ににおける現物出資者が給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額に著しく不足する場合には、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数(その数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。)の株式を当該株式会社に無償で譲渡することを請求することができる。

その他、具体的な枠組みの検討に当たっては、下表のような検討事項についても指摘されている。

(表 6) 現物出資制度の見直しに当たってのその他の検討事項

① 検査役の調査の制度の見直し ⁵
・株主総会の特別決議により現物出資財産の価額を定めたときは、検査役の調査を不要とすることの可否 ・取締役が現物出資財産の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額が相当である理由を説明することを求めることの要否 ・取締役による意図的な資本金等の額の過大計上について、計算書類の虚偽記載に関する規律による予防で足りるとすることの是非 ・会社法 207 条 9 項 4 号が定める現物出資財産の価額が相当であることについて証明する資格を有する者に「その他の当該現物出資財産の価額の評価に関し専門的知識を有する者」を加えることの要否
② 取締役等および証明者の不足額填補責任の見直し
・募集事項の決定の時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法 199 条 1 項 3 号の価額に著しく不足する場合に、取締役等および証明者に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされた過失責任を負わせることの是非
③ 新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律
・新株予約権の行使の際に現物出資がされる場合の、①検査役の調査の制度および②関係者の不足額填補責任についての見直しの要否
④ 設立の際の現物出資に関する規律
・設立の際に現物出資がされる場合の、①検査役の調査の制度および②関係者の不足額填補責任についての見直しの要否

V. 次回以降の会議の見通し

第 7 回会議は 2025 年 10 月 29 日に開催された。同会議の概要も近日中に配信を予定している。

以 上

⁵ 株式の無償交付と同様、各国の制度状況が簡潔に紹介されている。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 佐賀 洋之 (hiroyuki.saga@amt-law.com)
弁護士 角田 怜央 (reo.kakuta@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。